○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費（産地担い手確保対策）補助金交付規定

（趣旨）

第１条　会長は、果樹産地を活性化させるために新規就農者の確保や既存農家の希望拡大等を図るため、果樹産地活性化対策事業費（産地担い手確保対策）補助金交付要綱（令和５年４月３日付け園第２８３０号の２佐賀県農林水産部長通知。）に基づき、○○果樹産地協議会が果樹産地構造改革計画において定める担い手により構成される団体が「樹園地整備継承計画書」に基づき行う、新規就農者のための果樹園地の事前整備に要する経費や園地を担い手へ継承する取組等に対し補助金を交付することとし、その補助金については、この規定の定めるところによる。

（補助対象者、補助対象経費及び補助金の額等）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」）、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

２　補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

　（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　補助事業者は、前項の第２号から第７号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

４　補助事業者は、種苗法違反をしている法人、その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の申請）

第３条　補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２　補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第４条　補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）この規定に従うこと。

（２）補助事業の内容を変更する場合においては、会長の承認を受けること。

（３）補助事業を行うため契約を締結する場合は、県内企業と契約するように努め、原則として２者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。

（５）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

（６）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「財産」という。）で、第７条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで帳簿及び証拠書類を保管すること。

（７）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（８）補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付の決定若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

（決定の通知）

第５条　補助金等交付決定通知書は、様式第２号のとおりとする。

（補助事業の変更等）

第６条　補助事業変更承認申請書は、様式第３号のとおりとする。

２　補助金交付変更通知書は、様式第４号のとおりとする。

（実績報告）

第７条　補助事業実績報告書は、様式第５号のとおりとする。

２　第３条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第３条第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第６号により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して１ヶ月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第８条　補助金確定通知書は、様式第７号のとおりとする。

（補助金の交付）

第９条　この補助金は概算払いで交付することができるものとする。

２　補助金交付請求書は、様式第８号又は様式第９号のとおりとする。

（実施状況報告）

第１０条　「新規就農者園地整備」に取り組む場合、新規就農者が就農するまで又は研修生が就農するまでの間、毎年度、事業実施状況報告を作成し翌年度6月30日までに会長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第１１条　補助金返還命令書は、様式第１０号のとおりとする。

（補則）

第１２条　この規定に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

　附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和〇年度の補助金から適用する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業  区分 | 補助対象経費 | 事業実施主体 | 要件 | 補助金額 | 重要な変更 |
| ①新規就農者向け園地整備 | 1. 果樹の改植・新植に係る苗木代や肥料代などの資材費及び機械等のリース費、伐根・伐採や整地に係る費用等 2. 改植（新植）後、未収益期間に係る肥料代や農薬代などの資材費 3. 改植（新植）後、未収益期間の樹園地管理に係る労務費   ※（1）及び（2）は、国庫事業の対象とならない場合のみ | 1. ○○果樹産地協議会が果樹産地構造改革計画において定める担い手により構成される団体に属する農業者の組織する団体（2戸以上で構成され、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規定の定めがあること） | 〇「事業実施主体」に対する要件  （下記の全てを満たすこと）   1. 「樹園地整備継承計画」を策定すること。 2. 事業実施後、原則４年以内に新規就農者（又は研修生）を受け入れること。 3. 事業実施主体の構成員の全てが、新規就農予定者の親族（三親等以内の者）ではないこと。 4. 事業の円滑な実施に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。   〇「園地」に対する要件  （下記の全てを満たすこと）   1. 果樹の新規就農者を受け入れるに当たり、就農又は研修用に事前に整備する園地であること。 2. 1園地当たり地続きで概ね5a以上であること。 | 〇定額補助(10a当たり)  (1)改植（新植）支援  ・かんきつ類　　　23（21）万円  ただし、根域制限栽培 については  111（108）万円  ・落葉果樹 17（15）万円  ただし、梨ジョイント栽培については  33（32）万円  ※括弧書きについては、新植する場合の補助単価  (2)未収益期間支援（資材費）  ・22万円  (3)未収益期間支援（労務費）  ・かんきつ類　24万円  ・落葉果樹　48万円  ※面積については、小数点以下（1a未満）は切り捨てて計算することとする。 | 1. 補助金額の変更 2. 事業内容の追加又は廃止 3. 補助事業の中止 4. 事業実施主体の変更 |
| ②担い手への園地集積支援 | 1. 樹園地を継承する取組における園地の出し手に対する園地集積協力金 2. 推進事務費   （振込手数料） | 〇「事業実施主体」に対する要件  （下記の全てを満たすこと）   1. 「樹園地整備継承計画」を策定していること。 2. 事業の円滑な実施に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。   〇「園地」に対する要件  （下記の全てを満たすこと）   1. 地域で行われた話合いにおいて、「残すべき園地」として位置付けられた園地であること。 2. 施設の場合5a以上、露地の場合20a以上のまとまりのある園地のうち一定基準（別紙２－３チェックリスト）を満たすこと。なお、品種については、県の推奨品種又は事業実施主体が属する果樹産地構造改革計画に記載された推奨（又は特産）品種であること。 3. 園地の所有者及び耕作者（園地の出し手）とその園地の継承者（園地の受け手）は親族（三親等以内の者）でないこと。 | (1)園地の出し手に対する園地集積協力金  〇定額補助(10a当たり)  継承された園地面積に対して、下記の金額を補助する。  ・常緑果樹 5万円  ・落葉果樹 10万円  ※面積については、園地の出し手ごとに集計し、小数点以下(1a未満)は切り捨てて計算することとする。  (2)推進事務費  〇定額補助　10/10 |

様式第１号（第３条関係）

　　　　年　　月　　日

○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付申請書

　　年度において、下記のとおり○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業を実施したいので、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金　金　　　　円を交付されるよう、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第３条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙１のとおり

様式第２号（第５条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　○○　○○　印

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金については、次のとおり決定したので、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第５条の規定により通知します。

　　　　　記

１　交付決定金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

様式第３号（第６条関係）

　　　　年　　月　　日

○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業変更承認申請書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金について、次のとおり申請内容を変更し[金　　　　　　円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第６条第１項の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

注　１　金額の変更のない場合は、[　]の部分は消去すること。

２　変更の内容については、様式第１号に準じて作成し、変更前を上段（　）書き、変更後を下段に記載すること。

様式第４号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　○○　○○　印

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付変更通知書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知した○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金について、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第６条第２項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

様式第５号（第７条関係）

　　　　年　　月　　日

○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金実績報告書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金について、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第７条の規定により、次のとおり報告します。

記

別紙１のとおり

様式第６号（第７条関係）

　年　　月　　日

○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金について、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付要綱第７条第３項の規定により、次のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

２　補助金の額の確定金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　円

４　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　円

５　補助金返還相当額（４－３）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）参考となる資料を添付すること。

様式第７号（第８条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　○○　○○　印

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金確定通知書

　　年　　月　　日付けで実績報告のあった○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第８条の規定により通知します。

記

１　交付決定年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

２　補助金の交付決定金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助事業の経費精算額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　（補助対象金額）　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　円）

４　補助金の交付確定金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第８号（第９条関係、概算払いの場合）

　　　　年　　月　　日

○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付請求書

○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金について、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第９条の規定により、次のとおり請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付決定年月日 | 年　　月　　日 | |
| 交付決定金額 | 円 | |
| 交付確定金額 | 円 | |
| 既交付金額 | 円 | |
| 今回交付請求金額 | 円 | |
| 未交付金額 | 円 | |
| 振込先 | 金融機関名  及び店舗名 |  |
| 預金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義 |  |

備考　債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。

様式第９号（第９条関係、精算払いの場合）

　　　　年　　月　　日

○○果樹産地協議会長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付請求書

○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金について、○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第９条の規定により、次のとおり請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付決定年月日 | 年　　月　　日 | |
| 交付決定金額 | 円 | |
| 交付確定金額 | 円 | |
| 交付請求金額 | 円 | |
| 振込先 | 金融機関名  及び店舗名 |  |
| 預金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義 |  |

備考　債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。

様式第１０号（第１１条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

○○果樹産地協議会長

　　　　　　　　　　○○　○○　印

年度○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金返還命令書

○○果樹産地協議会果樹産地活性化対策事業費補助金交付規定第１１条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

１　返還金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　返還期限　　　　　　　　年　　月　　日

３　返還理由

４　返還方法